

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）等に基づき、保育サービス等の充実や地域社会における子育て支援体制の整備等の総合的な施策が講じられてきたところですが、平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。また、平成28年4月及び令和元年10月に、子ども・子育て支援法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設され、企業による子育て支援や子育てに係る保護者の経済的負担の軽減などの取組が進められてきました。

本市では、これらの制度の下、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施に計画的に取り組むため、子ども・子育て支援法第60条に基づく基本指針に従い、平成27年3月に津市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」といいます。）を策定しました。

第2期津市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」といいます。）は、この第1期計画が令和元年度（平成31年度）で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、新たに策定いたします。

【関連法律】

* 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

* 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

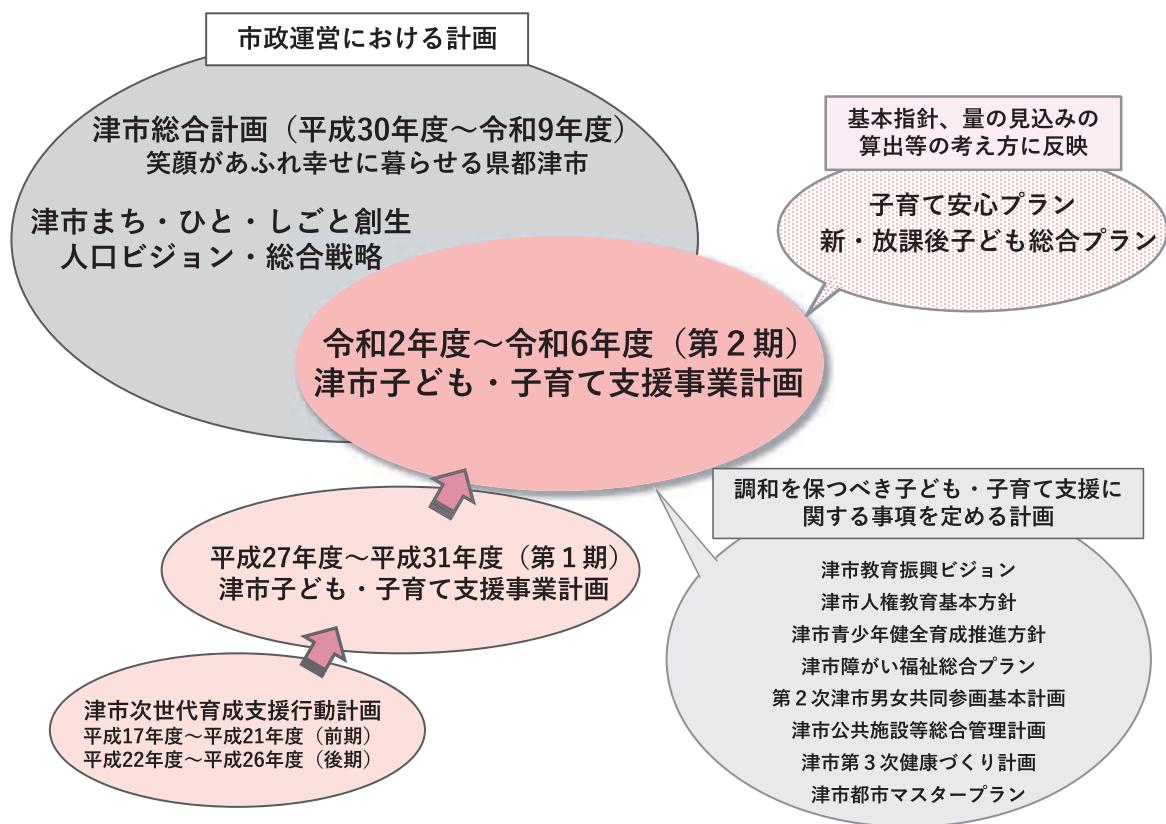
* 基本指針

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月交付、令和元年9月改正）

2. 計画の性格・位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、策定にあたっては、平成27年3月に策定された第1期計画の分析、評価を踏まえ、本市のまちづくりの総合的指針である津市総合計画を上位計画として、関連する部門別計画との調和と整合性を図ります。

◆ 津市子ども・子育て支援事業計画の位置付け、他の部門別計画等



3. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。